令和８年度 滋賀県医学生修学資金
募　　集　　案　　内

１．滋賀県医学生修学資金について

現在、大学の医学を履修する課程の学部に在籍されている入学初年度（学士編入生を含む）の医学生の方で、将来、滋賀県内の病院等で診療業務に従事することにより、地域医療に貢献したいと考えている方に、滋賀県が貸与する修学のための資金です。

この修学資金は、大学を卒業されるまでの最大６年間、毎年度貸与し、原則として返還いただきます。ただし、大学卒業後（修学資金の貸与終了後）、一定の条件を満たした場合には返還が免除されます。

２．資金貸与の対象者

学校教育法第１条に規定する大学の医学を履修する課程の学部に在籍している入学初年度（学士編入生を含む）の医学生で、資金貸与終了後、滋賀県内の医療機関において診療業務に従事することにより地域医療に貢献する意思を有する者**（滋賀県出身以外の方も申請いただけます。）**

３．募集人員

６名

４．資金貸与の申込

修学資金の貸与を受けようとする方は、以下の提出書類を郵送または持参してください。

（１） 提出書類

（様式は、「８．申込先、問合せ先」に記載の滋賀県医学生修学資金のウェブページ（滋賀県ホームページ上）からダウンロードできます。）

①滋賀県医学生修学資金貸与申請書（様式第１号）
②誓約書（様式第２号）
③在学する大学の学長または学部長の推薦書（様式第３号）
④履歴書（様式第４号）
⑤口座振込依頼書（様式第５号）
⑥応募理由書
⑦滋賀県医学生修学資金等に関する同意書
⑧滋賀県医学生修学資金貸与事業における個人情報の取扱いについて
⑨本人の住民票記載事項証明書（本籍・マイナンバー欄不要）
⑩連帯保証人の住民票記載事項証明書（本籍・マイナンバー欄不要）
⑪連帯保証人の印鑑登録証明書
⑫振込口座が確認できる書類

（２）申込期間

令和８年 11 月 19 日(木)～令和８年 12 月 16 日(水)　（当日消印有効）

５．資金貸与の決定

提出された申請書類の内容を審査し、面接を実施したうえで貸与することが適当であると認めた方に貸与の決定を通知します。

６．面接日程

令和８年 12 月 23 日（水）午前（対面もしくはオンラインにて実施）

（申請者には詳細を改めて通知いたします。）

７．オンライン説明会のご案内

対 象 者：滋賀県医学生修学資金の貸与希望者

（連帯保証人や保護者の方もご参加いただけます。）

日　　時：**令和８年 12 月２日（水曜日）17 時 30 分～18 時 00 分**

開催方式：ZOOM でのオンライン開催（事前申込み制）

内　　容：滋賀県医学生修学資金およびキャリア形成プログラムについて

申込方法：開催日前日までに必要事項を記入のうえ、下記メールアドレスまで送信ください。

参加申込みをされた皆様には開催日前日までに参加用 URL をメールでお送りします。

送 付 先：滋賀県健康医療福祉部医療政策課医師確保係（ef00070@pref.shiga.lg.jp）

必要事項：氏名・所属大学および学年・メールアドレス・電話番号

当日になっても、参加用 URL が送られていない場合は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課医師確保係（電話番号:077-528-3613）までご連絡いただきますようお願いします。

※説明会に参加していない方も修学資金の申請は可能ですが、申請を希望する方は可能な限り参加してください。また、説明会以外であっても、随時ご質問をお受けしております。

８．申込先、問合せ先

〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目１番１号

滋賀県健康医療福祉部医療政策課医師確保係

ＴＥＬ：０７７－５２８－３６１３

ＦＡＸ：０７７－５２８－４８５９

滋賀県医学生修学資金のウェブページへは、右記の QR コードを読み取っていただくか、「滋賀県医学生修学資金」で検索してください。

９．制度概要

（１）資金の貸与額等

・年額１８０万円を、一括貸与します。

・大学を卒業するまでの最大６年間、毎年度貸与します。ただし、休学、留学、復学または留年した場合であっても、同一人に貸与する資金の総額は最大１，０８０万円です。（貸与回数最大６回）

（２）貸与契約の解除

大学在学中、次のいずれかに該当した場合に契約を解除します。

① 大学を退学したとき。
② 大学から停学の処分を受けたとき。
③ 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
④ 学業の成績が著しく不良になったと認められるとき。（３度留年した場合 等）
⑤ 死亡したとき。
⑥ 資金の貸与を受ける者としてふさわしくない非行があったとき。
⑦ 虚偽その他不正の方法により資金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。
⑧ その他資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（３）資金の返還

次の事由のいずれかに該当したときは、貸与された資金を、年利 10%の利息とともに、該当した日の翌月から６か月以内に一括で返還していただきます。

① 「（２）貸与契約の解除」に掲げた事由により、奨学金の貸与契約が解除されたとき。
② 大学を卒業した日から起算して２年を経過する日までに医師免許を取得しなかったとき。
③ 「（４）資金の返還免除」⑴に掲げる返還免除の要件に該当しないこととなったとき。

（４）資金の返還免除

⑴ 医師免許取得後、次のア～ウのいずれの条件も満たした場合（イメージ図）、滋賀県議会の議決を経て、貸与した資金の返還を全額免除します。

ア 医師免許を取得した後、直ちに返還免除対象施設※において、引き続き９年間（以下「県内従事期間」という。）、診療業務等（臨床研修および専門研修ならびに行政機関における公衆衛生医師としての業務を含む。以下同様。）に従事すること。

※ 返還免除対象施設は以下のとおり。
① 県内の病院
② 県内の診療所（総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設または連携施設とされている診療所、在宅療養支援診療所に限る。）
③ 県内の行政機関（公衆衛生医師として勤務する場合に限る。）

イ 県内従事期間中、滋賀県医師キャリアサポートセンターが定める滋賀県医師キャリア形成プログラムに参加すること。

ウ 臨床研修修了後、４年以上、返還免除対象施設（キャリア形成プログラムにおいてＡ群に分類される病院を除く）において診療業務等に従事すること。

イメージ図



(2)　<u>下表の①～⑧に該当する期間は、県内従事期間に算入されませんので、当該期間分、県内従事期間が延長されます。</u>

	理由	一時中断できる上限
①	育児休業および介護休業ならびにこれらに相当する休業を取得しているとき。 ※産前産後休暇は、県内従事期間に算入する。	無制限
②	大学院（医学を履修する課程に限る）に在籍しているとき。 ※県内医療機関で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合は、県内従事期間に算入する。	通算10年
③	返還免除対象施設以外の医療機関等（海外の医療機関、研究所を含む。）で医療に関する研修（臨床研修を除く。）を受けているとき。	
④	医療に関する研究のために海外へ留学しているとき。	
⑤	県内の病院の採用試験に不合格となり、県内で臨床研修を受けることができないため、やむを得ず県外の病院で臨床研修を受けているとき。	
⑥	疾病・負傷その他の事由により診療業務に従事していないとき。	
⑦	返還免除対象施設以外の医療機関等で診療業務等に従事しているとき。 （医療に関する研修を受けている場合を除く）	うち合計4年
⑧	臨床研修修了後、残りの県内従事期間において、3年を超えて、キャリア形成プログラムにおいてA群に分類される病院で診療業務等に従事しているとき。	

(3)　業務上の理由による死亡その他やむを得ない理由により資金を返還することが困難となったと認めるときは、滋賀県議会の議決を経て、資金の返還を全額または一部免除する場合があります。

（５）その他

(1)　本修学資金は、滋賀県医学生修学資金貸与要綱および滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則に基づき貸与します。

(2)　一般社団法人日本専門医機構では、都道府県との同意なく、修学資金等に規定している従事要件を履行せず専門研修を修了した場合、当該医師を専門医として認定されない場合があります。